

**廃炉・汚染水対策事業交付要綱、実施要領及び
『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく資料**

平成28年3月末現在

1. 基金の概要

基金(事業)の名称	廃炉・汚染水対策基金(廃炉・汚染水対策事業)
法人名	特定非営利活動法人地球と未来の環境基金
基金額(国庫補助金相当額)	7,558百万円(7,558百万円) ※平成27年度末時点
基金事業の概要 (見直し対象となる融資等業務(※1)を行っている場合は、その概要)	福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策において、国内外の叡智を結集・活用し、かつ、絶えず状況が変化する中で当初想定し得ない技術的課題に対応するため、技術的に難易度が高く、国が前面に立って取り組む必要のあるものについて、研究開発を支援する。
基金事業を終了する時期	【終了予定時期】平成33年度 【新規申請の受付終了時期】平成26年度
次回の見直し時期	平成28年度
基金事業の目標	廃炉・汚染水対策を進めていく上で、技術的に難易度が高く、国が前面に立って取り組む必要のあるものについて、課題解決を目指す。

2. 見直し結果

項目	講ずる措置
実施した見直しの概要 (平成18年8月15日閣議決定、平成20年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等(※2))	新規申請の受付を終了したため、平成27年6月に、2,825百万円を国庫返納済み。また、終了した補助事業の確定検査等による減額のため、平成27年12月に、931百万円を国庫返納済み。
目標達成の評価	東京電力(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップを踏まえ、着実に事業を実施している。
基金の保有割合	1.05
基金の保有割合の算出	(算出に用いた方式) 基金残高(①)÷事業が完了するまでに必要となる補助金等(②) ①平成27年度基金残高 7,558百万円 ②事業費及び管理費(見込み) 7,216百万円
使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果	使用見込みの低い基金等の該当の有無 (有)・無
	[有の場合]該当する理由:平成18年8月15日閣議決定における3.(4)ア①に該当する。 今年度、全ての補助事業の精算払い等が完了し、使用見込みの低い基金の金額が確定した後、すみやかに国庫への返納を行う。
その他	-

3. 運用方法

科目	当該運用資産を選択している理由	金額(単位:百万円)
預貯金	—	—
短期・長期信託	「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年9月20日閣議決定)5.(5)を踏まえた常識的な運用益が得られ、また、資金の安全性と資金管理の透明性が確保されている運用であるため。	7,558
有価証券	—	—
	国債	—
	政保債、地方債	—
	その他社債等	—

4. 執行状況

(単位:百万円)

		平成27年度	平成28年度見込み	
収入	国費	—	—	
	国費以外	出資等	—	—
		運用収入	1	0
		その他	74	—
	前年度繰り越し	19,099	7,558	
	(マイナス)返納額	-3,757	-342	
	合計(a)	15,416	7,216	
支等(事業費)	事業費(交付額)	6,954	6,669	
	管理費(※支出先は当法人及び事務局)	904	511	
	合計(b)	7,858	7,181	
基金残高(a-b)		7,558	35	
出資残高		—	—	
貸付残高		—	—	
債務保証残高		—	—	

<交付額等>

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
交付決定件数	46	—	—
交付決定額(百万円)	16,873	—	—

※1「見直し対象となる融資等業務」とは、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)第14条第3号に該当する融資等業務をいう。

※2「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定)、「補助金等の交付により造成した基金の見直しについて」(平成20年12月24日 行政改革推進本部)

※3運用収入は、金融政策の動向等により変動が生じる可能性がある。